

パブリックコメントの結果について

募集期間：平成 28 年 1 月 15 日～平成 28 年 1 月 29 日

応募件数：9 件

番号	応募方法	募集要件	意見等	回 答
1	Eメール	市内に事務所等を有する団体等	<p>①現行の弘前市男女共同参画プラン全体について。「性別に関わりなくすべての人」という意味で「女性にとっても男性にとっても」「男女が」「男女ともに」といった表現がされています。性同一性障害等の性別違和を抱える人の中には、必ずしも男女という性別で自己を表現できない人がいます。なるべく「性別に関わりなく」というような表現を使用するか、あるいは「本プラン中の男女という言葉は多様な性を含み、男性と女性に限定するものではない」という方針を明記できないでしょうか。</p> <p>②重点目標4、「学校教育、生涯学習における男女共同参画の推進」について。性同一性障害や性的マイノリティの児童生徒への対応に関して、平成27年に文科省から通達がありました。弘前市でも支援体制を整える必要があると認識していること、性教育調査研究委員会にて研修を行うこと等が市議会にて教育長より報告されておりました。また生涯学習では、平成27年に「ひとにやさしい社会推進セミナー」にて</p>	<p>いただいたご意見・ご提案につきましては、一部改訂以外の部分に対するものであるため、今後、当市を取り巻く社会経済環境の変化を見極め、国や県の基本計画を勘案するとともに、平成28年度におけるプラン懇話会の審議結果も踏まえながら、検討してまいります。</p> <p>また、性的マイノリティの理解促進や相談・支援の取組み推進に係るご提案につきましては、今後の事業展開の参考にしてまいります。</p>

			<p>多様な性がテーマとして取り上げられました。自治体主催でこうした機会がつけられたことは、県内では画期的な取り組みでした。今後も継続的なこうした市の取り組みに期待しています。</p> <p>その一方で、性的マイノリティが子どものうちからいじめや暴力を経験しているという調査結果から、今後は子どもたちにも性的マイノリティについて正しく学ぶ機会を用意して人権意識を向上させることや、悩んでいる子どもが相談してもいいのだと思えるよう、市や教育委員会の取り組みを積極的に知らせていくことが必要と考えます。</p> <p>プラン中の表現に関しても、施策の方向1の「男女平等観」という表現を、「人権や一人ひとりの性の違いを尊重する意識」等の表現にした方が、より男女共同参画の主旨に近いのではないかと思います。</p>	
			<p>③重点目標8、施策の方向2「防災分野における男女共同参画の推進」について。東日本大震災後、性的マイノリティ特有の被災時の困難な状況についても、支援に関する会議や研修の場で言及されるようになりました。青森県では、青森県男女共同参画センターが関わって作成された『男女共同参画の視点を取り入れた「安心できる避難所」づくり訓練ヒント</p>	

		<p>集』にて、避難者カードに男女以外の選択肢を加える等の配慮がなされました。一方、弘前市のホームページで現在公開されている防災関連のマニュアルには、性の違いに配慮する記述がほとんど見当たりません。しかし災害時こそ、男女共同参画の意識を強くもって行動することが求められると思います。そこで、弘前市でも、防災関連の講習会や情報発信、防災におけるリーダー育成、防災マニュアルづくり等において、より一層男女共同参画の視点を取り入れていくことを明記してはいかがでしょうか。</p> <p>④重点目標9、「高齢者、障がい者、外国人が安心して暮らせるまちづくり」について。内閣府の第3次男女共同参画基本計画では、性的指向を理由として困難な状況に置かれている場合や、性同一性障害等を有する人々について配慮が必要であること、及び人権教育や啓発等の推進の必要性について明記されています。是非弘前市でもその旨を明記し、取り組みを進めていただきたいと思います。</p> <p>⑤重点目標11、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」について。性的マイノリティに対するいじめや暴力に関するいくつかの調査で、何らかの暴力を受けた経験がある当事者が非常に多いことがわかっています。特に性的マイノリティの場</p>	
--	--	---	--

			<p>合は周囲に相談しづらく、実態が明らかになりにくいことが指摘されています。性的マイノリティへの暴力の根絶、相談受付やケアについても記載していただきたいと考えます。</p> <p>◎重点目標12、施策の方向2「健康意識の向上と自殺予防への取り組み」について。平成24年内閣府「自殺総合対策大綱」には、性的マイノリティは自殺念慮の割合が高く、支援や周囲の理解促進を要することが明記されました。相談しづらい現状を改善するためには、相談してよいのだという情報を積極的に発信することが必要と思われます。そこで、性的マイノリティへの自殺予防の推進についても記載していただきたいと考えます。</p> <p>健康相談を受ける保健師の方々にも性的マイノリティについてご理解をいただき、相談窓口での対応、また市民への啓発やゲートキーパーの育成等、取り組みも進めていただければと思います。</p> <p>以上の内容は個別具体的で、もしかすると本プランへの明記が妥当でないものも含まれているかもしれませんが、今後の性的マイノリティに関する取り組みの案として参考にさせていただければ幸いです。</p> <p>残念ながら、弘前市における性的マイノリティに関する対</p>	
--	--	--	---	--

		<p>応や理解は進んでいるとは言いがたく、今は市が率先してこの課題に取り組み、その姿勢を市民に示すことが必要だと感じます。まずは市職員のみなさまにこの課題についてご理解をいただき、前向きに取り組みを進め、情報を発信していただきたいと思います。</p> <p>多くの性的マイノリティの当事者は他の市民と何ら変わりなく暮らしていますが、暴力や災害等の困難に直面した時に支援を受けられないのではないかという不安を感じています。マイノリティも安心して生きられる男女共同参画社会は、誰もが生きやすい社会であると考えます。当団体も「一人ひとりの笑顔があふれる弘前」となることを願っております。</p>	
--	--	--	--

2	Eメール	市内に勤務する人	<p>プランの「基本計画及び重点目標」が、国の第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）における「第2部 施策の基本的方向と具体的な取組」に掲げられた多くの分野を網羅していることを評価します。</p> <p>ただし、39頁にある「施策の方向2 高齢者、障がい者、外国人が安心して暮らせる環境整備」については、男女共同参画の視点に基づいた施策の方向となっておらず、修正が必要と考えます。</p> <p>このことに関しては、国の「基本計画」の「第8分野 貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備」に掲げられていますが、貧困の女性、高齢女性、障害女性というように、女性であることに加えて社会的脆弱性を生じさせる他の要素が関連することにより困難を抱える人々について規定されています。国の計画の視点（「複合差別」の視点）に沿ってご修正くださるよう期待します。</p>	<p>いただいたご意見・ご提案につきましては、一部改訂以外の部分に対するものであるため、今後、当市を取り巻く社会経済環境の変化を見極め、国や県の基本計画を勘案するとともに、平成28年度におけるプラン懇話会の審議結果も踏まえながら、検討してまいります。</p>
<p>もうひとつ、「重点目標9」あるいは「重点目標10」に、国の計画には含まれているセクシュアル</p>				

			<p>マイノリティの人々についての記述が見られません。セクシュアルマイノリティは地域や年代を問わず人口の 4~10%いるとされ、実際に、弘前市でも暮らしています。これらのことを踏まえ、国の計画に沿って、性的指向や性別自認により困難な状況に置かれた人々についても盛り込むよう強く求めます。</p> <p>38~39 頁の「主な取り組み」や 40 頁の「施策の方向 2 生活上の困難を抱えている人々の課題解決の支援」の記述について、例えば、下記のように見直すことをご検討ください。</p> <p>38~39 頁 下記を追加</p> <ul style="list-style-type: none">◆セクシュアルマイノリティの相談支援体制の充実を図ります。◆セクシュアルマイノリティに対する理解促進を図ります。 <p>40 頁</p> <p>【改訂(案)】生活上の困難を抱えている人々の課題解決のため、個々の置かれた状況に配慮した相</p>	
--	--	--	--	--

			<p>談・支援を図ります。</p> <p>【修正案】 貧困、年齢、家族の持ち方、障害、外国人であること、性的指向や性別自認等を理由に生活上の困難を抱えている人々の課題解決のため、個々の置かれた状況に配慮した相談・支援を図ります。</p>	
--	--	--	--	--